

くだまつ出産☆子育て応援事業について

下松市では、安心して出産・子育てができるよう、様々なサポートを行っています。妊娠届出時からすべての妊婦さんと子育て家庭に寄り添い、身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ**伴走型相談支援**と、経済的負担軽減を図る**妊婦のための支援給付（経済的支援）**を行っています。

伴走型相談支援

妊娠届出時

妊婦さんと保健師・助産師が面談します。下松市子育てガイド「ママ☆スマイルプラン」で出産までの流れを一緒に確認しましょう。



妊婦のための支援給付

支援給付（1回目）

面談

申請書とアンケートを提出した後、**支援給付（妊婦1人につき5万円）**を行います。※妊婦支援給付認定通知書兼支払通知書にて通知後、口座振込にて支給します。



支給の申請は、速やかに行ってください。

妊娠7～8か月ごろ

妊娠8か月ごろ、妊婦さん全員にアンケートを郵送します。アンケートの回答をお願いします。希望される方には、保健師・助産師が面談します。（面談を希望しない方にも、アンケートを確認して連絡する場合があります。）



出産準備や産後のことを具体的に考え始める時期です。

流産・死産された場合も**妊婦のための支援給付（2回目）**の対象となりますので、該当される場合はご連絡ください。申請書をお渡しします。

出産後

出産後（生後1～2か月頃）、乳児訪問にお伺いします。産後に利用できるサービスや、子育てに関する相談先等をお伝えします。

訪問

申請は、乳児訪問の後、速やかに行ってください。里帰り等で、訪問が遅くなる場合はお知らせください。



支援給付（2回目）

訪問（又は面談）の際、届出書とアンケートをお渡しします。提出後、**支援給付（子どもの数の届出1人につき5万円）**を行います。※妊婦支援給付認定通知書兼支払通知書にて通知後、口座振込にて支給します。



お問い合わせ

下松市こども家庭課母子保健係（こども家庭センター ハピスタくだまつ）
☎0833-41-1022

